

議案第 1 1 2 号

松阪市宿泊施設スメール条例の一部改正について

松阪市宿泊施設スメール条例（平成 18 年松阪市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 9 月 27 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市宿泊施設スメール条例の一部を改正する条例

松阪市宿泊施設スメール条例（平成 18 年松阪市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松阪市宿泊施設スメール及び香肌峡健康の森運動公園条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 松阪市は、地域資源を高度活用した保健休養とスポーツ・レクリエーションを通じた潤いの場を創設し、市民の健康増進とスポーツの振興に寄与するとともに、地場産業と観光、交流事業を有機的に連携させて地域の活性化に資するため、次の施設を設置する。

(1) 名称 松阪市宿泊施設「スメール」

位置 松阪市飯高町森 2296 番地 1

(2) 名称 松阪市香肌峡健康の森運動公園

位置 松阪市飯高町森 2155 番地 1

第 2 条各号列記以外の部分中「「スメール」（以下「スメール」という。）」を「「スメール」及び香肌峡健康の森運動公園（以下「スメール等」という。）」に改める。

第 3 条から第 8 条まで及び第 12 条から第 15 条までの規定中「スメール」を「スメール等」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

開業日及び利用時間

施設名		開業日	利用時間	
スメール	宿泊施設	通年開業	チェックイン 午後 3 時から チェックアウト 午前 10 時まで	
	交流センター	通年開業	レストラン	午前 11 時から午後 2 時まで 午後 5 時から午後 8 時まで
			温泉浴場	午前 11 時から午後 8 時まで (ただし、月曜日は午後 2 時から午後 8 時まで)
香肌峡健康の森運動公園	グラウンドゴルフ場	通年開業	午前 10 時から午後 5 時まで	
	テニスコート	通年開業	午前 7 時から午後 10 時まで	

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 6 条及び第 8 条関係)

利用料金

施設名		区分		利用料金	備考	
スメール	宿泊施設	客室	1 泊 大人 1 人	9,000 円以上 22,000 円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小人は、3 歳から 12 歳までとする。 ・ 利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。 ・ 利用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。 	
			〃 小人 1 人	6,000 円以上 15,000 円以内		
		宴会場	全室	貸室 2.5 時間以内		9,000 円以上 40,000 円以内
				〃 1 時間増すごとに		3,000 円以上 12,000 円以内
			2 区画	貸室 2.5 時間以内		6,000 円以上 24,000 円以内
				〃 1 時間増すごとに		2,000 円以上 8,000 円以内
		1 区画	貸室 2.5 時間以内	3,000 円以上 12,000 円以内		
			〃 1 時間増すごとに	1,000 円以上 4,000 円以内		
		会議室	貸室 2.5 時間以内	9,000 円以上 20,000 円以内		

			1 時間 〃 増すごとに	3,000 円以上 6,000 円以内	
交流センター	温泉浴場		大人 1 回	250 円以上 1,000 円以内	・ 小人は、3 歳から 12 歳までとする。 ・ 老人は、70 歳以上 とする。 ・ 利用時間は、準備 及び原状回復に要す る時間を含む。
			小人 1 回	250 円以上 600 円以内	
			老人 1 回	250 円以上 600 円以内	
			入場券 (11 枚綴り)	2,500 円以上 10,000 円以内	
	郷土芸能 伝承室	貸室	2.5 時間 以内	9,000 円以上 20,000 円以内	・ 利用時間が 1 時間 に満たないときは、1 時間とみなす。
			〃 増すごとに	3,000 円以上 6,000 円以内	
香肌峡健康の森運動公園	グラウンドゴルフ及びパターゴルフ		大人 1 回	500 円以上 1,200 円以内	・ 小人は、3 歳から 12 歳までとする。
			小人 1 回	300 円以上 600 円以内	
		ファンシー サイクル車	1 台 1 時間以内	200 円以上 500 円以内	
		サイクリング 車	1 台 1 時間以内	200 円以上 500 円以内	
	テニスコート	昼間 1 面	1 時間以内	500 円以上 1,000 円以内	・ 利用時間は、準備 及び原状回復に要す る時間を含む。
		夜間 1 面	1 時間以内	700 円以上 1,500 円以内	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。